労働者派遣事業におけるマージン率の公開

(2020年7月31日現在)

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」施行に伴い、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

派遣労働者の数	5
派遣先の数	3
労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間当たり)	37,174 円
労働者派遣の賃金の平均額(1日8時間当たり)	28,299 円
マージン率	24%
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ研修
	ビジネスマナー研修 等
労使協定の締結の有無	有
労使協定を締結の派遣労働者の範囲、有効期間	全派遣労働者
	令和 2 年 4 月 1 日~令和 4 年 3
	月 31 日

※マージン率の中には次の項目が含まれております。

- ・派遣労働者の雇主として会社が負担する社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金保険)
- ・派遣労働者の雇主として会社が負担する労働保険料(雇用保険、労災保険)
- ·健康診断、福利厚生費
- ・営業、管理、採用活動費、事業運営に当たる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸経費
- ・営業利益 等